

一般競争入札を行いますので、京都市上下水道局契約規程第7条の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成26年3月13日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

## 1 一般競争入札に付する事項

### (1) 委託業務件名

設計基準及び標準仕様書作成業務委託

### (2) 委託業務概要

上下水道施設における機械設備工事及び電気設備工事の設計基準並びに機械設備工事の標準仕様書の改定、新規作成を行うものである。

### (3) 履行期間

平成26年9月30日まで

### (4) 履行場所

京都市南区東九条東山王町12地内

## 2 入札参加資格に関する事項

この公告に係る競争入札に参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

(1) 京都市上下水道局契約規程（以下「規程」という。）第6条第1項に規定する平成25年度一般競争入札参加有資格者名簿（測量・設計等）に「建設コンサルタント」の種目で登録されている者であること。

(2) 建設コンサルタント登録規程（建設省告示第717号）に規定する登録部門のうち、「水道部門」及び「下水道部門」の登録を受けていること。

(3) 以下に定める4名の技術者を本件業務に配置できること。

なお、各配置予定の技術者は、同一の者を配置しないこととする。また、いずれも常勤の自社社員であり、かつ、入札参加の申出日において、引き続き3箇月以上の雇用関係があることとし、実際に配置する技術者の変更については、相当の理由があるものとして当局の承認を受けた場合を除き、認めないものとする。

### ア 配置が必要な技術者

管理技術者、照査技術者、機械担当技術者及び電気担当技術者それぞれ1名

### イ 配置予定技術者の資格及び条件

管理技術者、照査技術者にあっては、技術士法施行規則に規定する技術部門のうち、「上下水道部門」の選択科目における「上水道及び工業用水道」又は「下水道」の技術士資格者の資格を有する者とする。

(4) 平成10年度以降、国内において、下水道事業における処理水量100,000m<sup>3</sup>/日以上の終末処理場又は揚水量100,000m<sup>3</sup>/日以上のポンプ場において、機械設備及び電気設備（建築機械設備及び建築電気設備を除く。）に関する詳細設計業務を元請として全て履行した実績があること。ただし、実績については、それぞれ異なる業務であっても構わないこととする。

(5) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から参加資格の確認までの期間に、京都市上下水道局競争入札等取扱要綱（以下「要綱」という。）第27条第1項の規定に基づく競争入札の参加停止措置を受けていないこと。

(6) 関係会社の参加制限

本件入札に参加しようとする者が、次の各号のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの一者しか参加できないものとする。

#### ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が、会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合

#### イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

前各号と同視し得る資本関係又は人的関係にあると認められる場合

### 3 仕様書及び一般競争入札参加資格確認申請書等の交付

#### (1) 交付場所及び問合せ先

〒601-8004 京都市南区東九条東山王町12番地

京都市上下水道局本庁舎1階

京都市上下水道局総務部用度課

(電話 075-672-7728)

ホームページのアドレス

<http://www.city.kyoto.lg.jp/suido/page/0000058459.html>

#### (2) 交付期間

この公告の日から平成26年3月20日（木）まで（京都市の休日を定める条例に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とする。

#### (3) 交付方法

(1)の場所にて無償で交付する。

なお、一般競争入札参加確認申請書及び仕様書については、(1)の上下水道局ホームページからのダウンロードも可能とする。

### 4 競争入札の参加資格の確認手続

#### (1) 参加資格の確認の申請手続

入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類（以下「申請書類」という。）を提出し、入札参加資格について審査を受けること。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 添付書類

2(3)及び(4)に掲げる条件を証明する書類

#### (2) 申請書類の提出方法

ア 提出期限

この公告の日から平成26年3月20日（木）まで（休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とする。

イ 提出場所

3(1)の場所

なお、郵送により申請書類を提出する場合は、書留郵便とし、平成26年3月20日（木）午後5時までに3(1)の場所に必着すること。

(3) 参加資格の確認の通知

申請書類の受領後、競争入札の参加資格の確認を行い、その結果は平成26年3月25日（火）までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知する。

なお、参加資格がないと認めた者に対しては、その理由を付して通知する。

(4) 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

ア 参加資格がないと認められた者は、京都市公営企業管理者上下水道局長（以下「管理者」という。）に対し、書面により競争入札の参加資格がないと認めた理由の説明を求めることができる。

なお、当該書面は、平成26年3月26日（水）までに、3(1)の場所に提出することとする。

イ 管理者はアによる説明を求められたときは、平成26年3月27日（木）までに、当該説明を求めた者に対し、書面により回答するものとする。

(5) 参加資格の確認の取消し

参加資格があると認めた者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、管理者は、(3)による通知を取消し、改めてその旨を通知する。

ア 競争入札参加資格の確認後、落札決定の日時までに、規程第3条に規定する一般競争入札参加者の資格を喪失したとき。

イ 競争入札参加資格の確認後、落札決定の日時までの期間に、要綱第27条第1項の規定に基づく競争入札の参加停止措置を受けたとき。

ウ ア及びイに掲げるもののほか、この入札に参加する者に必要な資格を欠くこととなったとき。

エ その他管理者が特にこの入札に参加させることが不適当であると認めたとき。

5 入札の実施日時及び実施場所

(1) 実施日時

平成26年3月28日（金）午前10時00分

(2) 実施場所

京都市上下水道局総務部用度課入札室

なお、郵送により入札書を提出する場合は、書留郵便とし、平成26年3月27日

(木) 午後5時までに、3(1)の場所に必着すること。

## 6 入札方法

- (1) 入札は、郵送によるものを除き、参加資格者が入札に出席して、入札書を入札函に投函することにより実施するものとする。
- (2) 入札者は、(1)により投函した入札書の書換え、引換え又は撤回することはできないものとする。
- (3) 代表者以外の者（以下「代理人」という。）が入札する場合には、本件入札に関し代理人を選定した旨を記載した委任状を提出すること。ただし、代表者の記名押印がある入札書で入札する場合は、本状の提出は不要とする。
- (4) 入札書に記入する金額は、総価とする。

なお、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含まない金額を記入することとする。

## 7 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## 8 入札の無効

規程第12条各号（第3号を除く。）に定めるもののほか、虚偽の申請により参加資格があると認められた者が行った入札は、無効とする。

## 9 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 本公告に関する問合せ先は、3(1)に掲げる場所とする。

（上下水道局総務部用度課）